

平成 22 年度事業計画書

財団法人千葉市産業振興財団

第 1 事業計画の概要

財団法人千葉市産業振興財団は、中小企業支援法に基づき中小企業支援の「指定法人」として千葉市から指定を受けるとともに、中小企業新事業活動促進法に基づき新事業支援体制の「中核的支援機関」として千葉市から認定を受けており、平成 22 年度事業計画においても、引き続き各支援機関との連携を図りながら、中小企業の経営革新並びに新事業創出の支援を行う。

千葉市の厳しい財政事情を反映し、当財団の主要財源である補助金等も削減基調が続いているが、事業内容の見直しや事業執行の創意工夫等により、効果的な支援に意を用いることで、中小企業の支援ニーズに最大限応えていくこととする。

平成 22 年度には、千葉市が新設する中小企業資金融資の枠組みにおいて、大学等と連携した新製品の開発、知的財産を活用した事業化、商店街の振興に新たに関与するとともに、地域資源を生かした産業振興のあり方について政策提言するための調査を実施するなど、地域の健全な発展に資する事業を展開していく。

このほか、昨年度に引き続き、「千葉市ビジネス支援センター」の管理運営事業として、経営及び創業支援事業等の効果的な事業展開により、ハード・ソフトの両面から、利用者への更なるサービス向上を目指す。特に、情報センターを活用した情報提供については、昨年度に引き続き、事業活動に関する総合的な支援情報等を提供するほか、優れた技術・サービスを持つ市内企業の情報を積極的に発信するなど、情報提供機能の一層の充実を図っていく。

第 2 事業計画の内容

1 経営・技術支援事業

(1) 事業可能性評価事業【補助事業】

主要な支援事業を実施するにあたり、事業可能性評価委員会において支援対象企業等を審査・選定する。

実施方法	実施回数	事業内容
事業可能性評価委員会	年 7 回	主要事業における支援対象企業の採択など

(2) 相談事業【指定管理事業】

事業者・創業者等が抱える経営課題や法律問題について、マネージャー・専門相談員・弁護士等による相談を行い、事業経営の円滑化を支援する。また、財団が実施する事業だけでなく、国や支援機関等が実施する事業の積極的な紹介や活用、取り組みへのサポートによって、課題解決に向けた総合的な支援を行う。

配置人員等		実施場所	実施時期	相談費用
マネージャー（経営・技術・IT）	5 人	相談室等	随時	無料
専門相談員（経営・金融）	2 人	相談室等	随時	無料
弁護士（法律事務所に委託）		委託先の法律事務所	要予約	無料

(3) 専門家派遣事業【補助事業】

中小企業者等の経営活動に関する各種課題について、財団に登録された各分野の専門家を事業所に派遣し、問題解決のためのアドバイスや技術指導などを行い、中小企業者等の順調な発展・成長を支援する。

実施場所	実施時期	派遣日数	派遣費用
事業者・創業者等の事業所	随時	72 日	受益者負担 (1/2)

(4) 認証取得支援事業【補助事業】

中小企業者等が ISO、エコアクション 21、プライバシーマークなどの各種認証規格の導入時に必要となる社内体制の整備や諸問題に対して、財団に登録された専門家を事業所に派遣し、円滑な認証取得を支援し、中小企業者等の継続的な経営改善を図る。

実施場所	実施時期	派遣日数	派遣費用
各種認証取得を図る事業所	随時	109 日	受益者負担 (1/2)

(5) 企業支援隊事業【補助事業】

専門知識や技術を持つ企業 OB で組織した企業支援隊を、3 日間を限度に無料で事業所等に派遣し、問題解決のためのアドバイス等を行う。

また、隊員が企業訪問を行い、当財団の PR 及び企業ニーズの把握に努める。

2 創業支援施設事業

(1) インキュベート支援事業【指定管理事業】

創業に関する相談に応じる専門職員（インキュベーションマネージャー）を配置し、創業前における事業計画のブラッシュアップや創業後のフォロー等を行い、創業者の安定した経営の確保を支援する。

配置人員等		実施場所	実施時期	相談費用
インキュベーションマネージャー	2 人	相談室等	随時	無料

(2) インキュベート室管理運営事業【指定管理事業】

創業者等をハード面から支援するために設置したビジネスインキュベート室及び店舗型ビジネスインキュベート室の管理運営を行う。

また、本館インキュベート室の 1 室を区割してプレインキュベート室を運営することにより、事業計画のブラッシュアップを図るなど創業前の準備段階にある者を効果的に支援する。

ア 本館インキュベート室

施設所在地	施設名及び室数
千葉市中央区中央 4 丁目 5 番 1 号	ビジネスインキュベート室 14 室
	プレインキュベート室 4 ブース

イ 富士見分館インキュベート室

施設所在地	施設名及び室数
千葉市中央区富士見 2 丁目 7 番 5 号	ビジネスインキュベート室 8 室
	店舗型ビジネスインキュベート室 6 室

3 情報提供事業

(1) 産業情報提供事業【指定管理事業】

中小企業等の経営革新、新事業の創出を情報面から支援するため、財団が実施する事業のほか、国や関係支援機関等の支援施策やイベントに関する情報を迅速かつ効果的に広く提供し、普及・周知を図る。

また、産業情報の拠点であるビジネス支援センター内の情報センターを活用した情報提供については、支援企業の活躍や優れた技術・サービスを持つ市内企業の情報発信に一層注力する。

4 人材育成事業

(1) ビジネススクール事業【指定管理事業】

ア ベーシック講座

中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、取り組みのポイントや留意点などを学び、人材の掘り起こしにつながる基礎的な講座を実施する。

研修名	対象者	定員	実施場所	参加費用	実施月	実施回数
経営革新基礎講座	経営者・管理者等	40 人	会議室	無料	10 月	1 回

イ パワーアップ研修

情報技術を活用した経営の合理化、販路拡大に向けた営業力の強化、創業に必要な知識の習得などを目指し、経営革新や創業を支援するための実践的な研修を実施する。

研修名	対象者	定員	実施場所	参加費用	実施月	実施回数
パソコン研修	事業者・従業者等	24 人	パソコン研修室	有料	未定	1 回
創業者研修	創業予定者・創業間もない事業者	30 人	会議室	有料	未定	1 回

ウ ニーズ対応講習

重点施策への取り組みをはじめ、中小企業等の補助金獲得や業界等が抱える専門・個別課題に対し、能力開発などニーズに即応した企業等の人材育成を支援する。

研修名	対象者	定員	実施場所	費用	実施月	実施回数
研究開発講習	事業者・創業者等	未定	会議室	無料	未定	5 回程度
連携促進講習	複数企業等	未定	会議室	無料	未定	
課題対応講習	業界団体・複数企業等	未定	会議室	受益者負担 (1/2)	未定	

(2) 連携事業【指定管理事業】

中小企業者・創業者等の経営基盤の強化を目的として、関係支援機関等と連携・協力し、各種セミナーを共催する。

5 交流促進事業

(1) 連携交流事業【補助事業】

ア 支援機関連携強化事業

財団を中心とするワンストップサービス体制の充実を図るため、各支援機関と事業の連携促進について情報交換等を行い、ネットワークの強化を図る。

イ ビジネス交流会事業

事業者・大学関係者等によるテーマごとのビジネス交流会を実施し、産学官や産産の連携によるネットワークを形成することにより、新事業の創出を目指す。また、複数の中小企業等が持つ得意分野を組み合わせ、高付加価値の製品づくりやサービスの提供を目指した異業種交流会も実施する。

実施方法	実施場所	実施時期	実施回数
産学交流、異業種交流	会議室	随時	5回

(2) 産学共同研究促進事業【補助事業】

産学連携による研究開発や実証試験、試作品の製作など、事業化に向けた支援を行う。
なお、支援対象企業は公募し、事業可能性評価委員会で審査・選定を行う。

支援方法	支援件数
大学等との研究・調査	3件程度

(3) 販路拡大事業【補助事業】

中小企業者等の市場開拓、販路開拓のため、見本市・商談会等への出展の支援を行い、販路拡大や販売力の強化を図る。

支援方法	支援内容
見本市等出展	8ブース程度 (上限20万円)

(4) 九都県市合同商談会

首都圏全体における産業の国際競争力の強化を図るため、九都県市連携による合同商談会に参画する（平成22年度は千葉県が実行委員会事務局）。この商談会を契機として、参加企業の広域的な取引のきっかけづくりや新たなビジネスチャンスの創出を支援する。

6 調査研究事業

(1) 地域産業資源発掘・調査事業【補助事業】

中小企業の経営革新や新事業創出を促進することで、本市の産業振興を図るため、また、財団が今後展開すべき事業活動の方向を見出すための基礎となる調査を実施する。

7 技術振興事業

(1) アイデアコンペ事業【補助事業】

事業者・創業者等の独創的な事業プランや技術を公募し、優秀なものには賞金を授与するとともに、財団の各種支援事業により事業化を促進する。

実施場所	実施時期	実施回数
市内イベント会場	6月～10月	1回

(2) 特許等取得支援事業【補助事業】

事業者・創業者等が有する新技術等に関して特許権、実用新案権、意匠権を取得する際必要となる支援を行う。

支援方法	支援件数
弁理士の申請手続き費用の一部を支援	4件程度

8 地域商業活性化事業

(1) 商業アドバイザー派遣事業【補助事業】

商店会が取り組む活性化事業の実施にあたり、専門知識を有するアドバイザーを派遣し、より賑わいをもたらす事業展開を支援する。また、経営課題を抱える個店に対してアドバイザーを派遣し、魅力ある店舗の創出を図るなど、地域商業の活性化を促進する。

対象者	実施時期	派遣日数	派遣費用
商店会	随時	65 日	無料
個店	随時	3 日	受益者負担 (1/2)

(2) 商業者育成講座事業【補助事業】

商店街リーダーや商業後継者の育成を図るため、商業関連のテーマで、実践的な研修会や活性化事例の講演会を開催し、商店街活動及び個店の経営能力の向上を図る。

実施方法	対象者	実施場所	参加費用	実施月	実施回数
研修会	商業者及びその後継者	会議室	無料	未定	1 回
講演会	商業者及びその後継者	会議室	無料	未定	1 回

9 千葉市からの受託事業

(1) 資金融資事業【受託事業】

市が実施する中小企業資金融資のうち、受付・調査業務を受託する。

また、平成 22 年度に新設されるトライアル支援資金と空き店舗活用支援資金については、受付・調査業務の他に、事業可能性評価委員会による事業化計画の評価（トライアル支援資金）、対象となる空き店舗に関する情報提供（空き店舗活用支援資金）、利用者に対する専門家派遣等の支援（空き店舗活用支援資金）も受託する。

(2) 空き店舗対策事業【受託事業】

市が実施する空き店舗対策事業の一部業務（支援対象商店街の審査等）を受託する。

(3) 医工連携創業支援事業【受託事業】

千葉大亥鼻イノベーションプラザのインキュベーションマネージャー配置に関する業務を市から受託する。

10 千葉市ビジネス支援センター管理運営事業【指定管理事業】

千葉市が定める設置管理条例等に基づき、会議室等の管理運営を行うとともに、施設の利用促進に努める。

11 その他受託事業

(1) 千葉市内陸企業連合会関係事務【受託事業】

同連合会の研修業務等を受託する。